

様式第六号(第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書													
平成△△年〇〇月□□日													
島根県知事 溝口善兵衛 殿 申請者 住所 〒690-〇〇×× 大田市長久町長久〇〇番地 氏名 県央株式会社 代表取締役 大田 太郎 電話番号 0854-84-〇〇〇〇													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。													
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに限る。)、廃油、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上12品目、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。積替え・保管行為を行う <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     取り扱う品目を、すべて記入します。石綿含有産業廃棄物を取り扱わない場合は、「石綿含有産業廃棄物であるものを除く」と記入します(水銀等についても同様)。積替え保管を行わない場合は、「積替え・保管行為を行わない」と記入します。                 </div>												
事務所及び事業場の所在地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事務所</td> <td>大田市長久町長久〇〇番地</td> </tr> <tr> <td>(電話番号)</td> <td>0854-84-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>事業場</td> <td>大田市大田町大田△△番(駐車場)</td> </tr> <tr> <td>(電話番号)</td> <td>0854-84-△△△△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>邑智郡川本町川本××番地(営業所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0855-72-××××</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     事業場は、収集運搬車両の駐車場と積替え・保管行為を行う場所です。複数ある場合は、すべての所在地を記入します。                 </div>	事務所	大田市長久町長久〇〇番地	(電話番号)	0854-84-〇〇〇〇	事業場	大田市大田町大田△△番(駐車場)	(電話番号)	0854-84-△△△△		邑智郡川本町川本××番地(営業所)		0855-72-××××
事務所	大田市長久町長久〇〇番地												
(電話番号)	0854-84-〇〇〇〇												
事業場	大田市大田町大田△△番(駐車場)												
(電話番号)	0854-84-△△△△												
	邑智郡川本町川本××番地(営業所)												
	0855-72-××××												
事業の用に供する施設の種別及び数量	別紙第2面「3. 運搬施設の概要」のとおり												
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地：大田市静間町〇〇番地 面積：100㎡ 産業廃棄物の種類：ガラスくず等、がれき類 以上2品目 石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。 積替えのための保管上限：52㎡ 積み上げることのできる高さ：1.25m <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     積替え・保管を行う場合はその場所の住所、面積、産業廃棄物の種類、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物等の保管の有無を記入します。高さ制限は、屋外で容器を用いずに保管する場合に記入します。なお、積替え・保管を行わない場合は、「該当なし」と記入します。                 </div>												
※ 事 務 処 理 欄	(日本工業規格 A列4番)												

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	島根県	3 2 0 0 0 5 4 3 2 1
	広島県	〇〇××△△□□□□
	有する処理業許可をすべて記入します。	
申請者(個人である場合) <span style="float:right">法人申請の場合記入不要</span>		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
おおだ たろう 大田 太郎	S. 20. 1. 1	島根県松江市殿町〇〇番地 <span style="float:right">本籍を記入</span>
		島根県大田市大田町××番地 <span style="float:right">住所を記入</span>
(法人である場合) <span style="float:right">個人申請の場合記入不要</span>		
(ふりがな)名称	住所	
けんおうかぶしきがいしゃ 県央株式会社	島根県大田市長久町長久〇〇番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
該当なし		
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住所	
該当なし		
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
該当なし		
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
おおだ たろう 大田 太郎	S10. 1. 1	松江市殿町〇〇番地 <span style="float:right">本籍を記入</span>
	代表取締役	島根県大田市大田町××番地 <span style="float:right">住所を記入</span>
おおだ はなこ 大田 花子	S20. 2. 2	島根県大田市大田町××番地 <span style="float:right">本籍を記入</span>
	取締役	同上 <span style="float:right">住所を記入</span>
かわもといちろう 川本 一郎	S30. 3. 3	島根県邑智郡川本町川本△△番地 <span style="float:right">本籍を記入</span>
	監査役	同上 <span style="float:right">住所を記入</span>
基本的に法人の登記事項証明書に記載のある役員(監査役含む。)が該当しますが、相談役、顧問等役員に準ずる者がいる場合は、これらの者もすべて記入します。なお、本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
おおだ たろう 大田 太郎	S. 20. 1. 1	500株	島根県松江市殿町〇〇番地	本籍を記入
		50%	島根県大田市大田町××番地	住所を記入
おおだ はなこ 大田 花子	S20. 2. 2	200株	島根県大田市大田町××番地	本籍を記入
		20%	同 上	住所を記入
かわもとじろう 川本 二郎	S35. 3. 5	200株	島根県邑智郡川本町川本△△番地	本籍を記入
		20%	島根県邑智郡川本町川本□□番地	住所を記入
		株式数又は出資金額を記載する欄は単位(株、円)を記入します	本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
該当なし		支店等の代表者(契約締結の権限を有する者)がいる場合は、該当者を記入します。該当がない場合は、「該当なし」と記入します。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

手数料は、島根県証紙で納付します。  
収集運搬業新規許可申請は額面81,000円、更新許可申請は額面73,000円です。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

主に県内の建設工事に伴って発生する産業廃棄物や食品製造会社から出る廃油、動植物性残さを排出事業者の委託を受けて収集運搬し、その他には県内事業者が排出する産業廃棄物についても、排出事業者の委託を受けて許可の範囲内で収集運搬する。

ガラスくず等及びがれき類については積替え・保管行為を行う。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	10m <sup>3</sup> /月	固形	□□産業(株) 大田市○町△番地	該当なし	△△産業(有) 大田市○○町□番地
2	廃油	5m <sup>3</sup> /月	液状	(有)◇◇かまぼこ 大田市☆町◆番地	該当なし	★★産廃(株) 大田市○町□番地
3	汚泥	20m <sup>3</sup> /月	泥状(含水率85%以下)	県内の排出事業者	該当なし	排出事業者の指定する島根県内の処分業者
4	廃プラスチック類	20m <sup>3</sup> /月	固形	同	同	同
5	紙くず	運搬量は、見込み量を記入します。	同	同	同	同
6	木くず	10m <sup>3</sup> /月	固形	同 上	該当なし	同 上
7	繊維くず	10m <sup>3</sup> /月	固形	同 上	該当なし	同 上
8	動植物性残さ	10m <sup>3</sup> /月	固形	(有)◇◇かまぼこ 大田市☆町◆番地	該当なし	★★産廃(株) 大田市○町□番地
9	ゴムくず	10m <sup>3</sup> /月	固形	県内の排出事業者	該当なし	エコ○△□(株) 松江市○町□番地
10	金属くず	20m <sup>3</sup> /月	固形	同 上	該当なし	同 上

予定が明らかなものについてはそれを記載しますが、明確でない場合は記入例のように記入します。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

## 事業計画の概要

## 1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

前ページに記載

## 2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
11	ガラスくず等	10m <sup>3</sup> /月	固形	県内の排出事業者	大田市静間町〇〇 番地	排出事業者の指定する島 根県内の処分業者
12	がれき類	70m <sup>3</sup> /月	固形	同 上	同 上	同 上
	上記のうち石綿 含有産業廃棄物	5m <sup>3</sup> /月	固形	同 上	同 上	同 上
	上記のうち水銀 使用製品産業廃 棄物	1m <sup>3</sup> /月	固形	同 上	該当なし	同 上
	以下余白					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
本欄に書ききれない場合は、別紙一覧表とすることも可能です。					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	島根◇◇ あ 12-34	2,000kg	県央株式会社	マグネット式表示
2	ダンプ	島根◇◇ い 56-78	2,000kg	同上	同上
3	フックロール車	島根◇◇ う 91-23	2,000kg	同上	同上
4	ダンプ	島根◇◇ え 91-23	3,000kg	同上	マグネット式表示、土砂禁
5	ダンプ	島根◇◇ お 91-23	3,000kg	株式会社環境〇〇	マグネット式表示
6					備考欄には運搬車両の表示方法、土砂等限定付き車両であるなど参考となることを記載します。
7					
8					
9	車検証の備考欄で「積載物は、土砂等以外のものとする」の限定のある車両では、土砂等に該当する産業廃棄物（例えば、がれき類、鉋さい、コンクリートくず等）を運搬することはできないので、注意が必要です。				
10					
事務所の所在地	大田市長久町〇〇番地				
駐車場の所在地	大田市大田町大田△△番 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
鋼製蓋付きドラム缶	燃え殻、汚泥、動植物性残さ	200L 50個	含水率が高いものを運搬する場合は、水密性容器を用意します。  動植物性残さ等悪臭のあるものを運搬する場合は、密閉式容器が必要です。		
ポリ容器	廃油	18L 30個			
フレキシブルコンテナ	紙くず、繊維くず	30個			
シート	飛散防止のため	10枚			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替施設又は保管施設がない場合は、該当がない旨を記載します。

①所在地

大田市静間町〇〇番地

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 〇〇m<sup>3</sup>

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 〇m<sup>3</sup>

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。） 〇〇m<sup>3</sup>

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①フックロール車

汚泥、廃プラスチック類

用途が決まっていれば記入し、限定しない場合は「限定なし」と記入します。

②ダンプ

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類、廃油、動植物性残さ

※なお、土砂等の積載が禁止されているダンプ車両（島根◇◇え91-23）では、がれき類、ガラスくず等、汚泥は運搬しません。

(2) 収集運搬業務を行う時間

午前8時～午後5時

収集運搬業務を行う予定の時間と休業日を記入します。

(3) 休業日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

従業員数の内訳

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	0人	0人	3人	専任7人 (別に事務員1名が兼務)	6人	5人	24人

兼務がある場合は、重複して計上することのないように括弧書で記入します。



5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 廃棄物をシートで覆い飛散流出を防止する。
- ・ 動植物残さ等は蓋付きドラム缶に入れ、密閉して悪臭を防止する。
- ・ 液状物については、蓋付きドラム缶、ポリ容器に入れて運搬する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れ、破損しないように丁寧に運搬する。また、運搬に当たっては、法令に加え石綿含有廃棄物等処理マニュアルに従う。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は破砕することがないように、他の物と混合する恐れがないように〇〇〇に入れ、丁寧に運搬する。また、運搬に当たっては、法令に加え水銀廃棄物ガイドラインに従う。
- ・ 道路交通法を遵守し、廃棄物の過積載はしない。
- ・ 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずる。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

- ・ 廃棄物の飛散流出を防止し、地下浸透防止のため必要な排水溝その他の設備を設置し、底面を不浸透性の材料で覆う。
- ・ 周囲に囲いを設け、看板を設置する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の積替え・保管場所では、その他の廃棄物と混合しないよう仕切で隔てる等石綿含有産業廃棄物等処理マニュアルに従う。
- ・ 保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
- ・ 積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

(3) その他

- ・ 講習会修了者が責任を持って環境保全について社内教育を徹底する。
- ・ 苦情には誠意をもって対応する。

(第6面)  
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	島根◇◇ あ 12-34
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること</li></ul> <p>（ 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 ）</p> <p>撮影 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p>

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鋼製蓋付きドラム缶	用途	燃え殻、汚泥、動植物性残さ
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
		撮影	平成〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	ポリ容器	用途	廃油
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
		撮影	平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。	
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	○×銀行	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

第9面は個人が申請する場  
合に必要な書類です。

## 資産に関する調書(個人用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110m <sup>2</sup>	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
その他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19,500

(第10面)

## 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

島根県知事 溝口善兵衛 様

申請者

住所 大田市長久町長久〇〇番地

氏名 県央株式会社

代表取締役 大田 太郎 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)